

令和 7 年度改修支援施設整備費補助要綱

6 福祉高施第 1 8 3 9 号
令和 7 年 3 月 7 日

1 目的

この要綱は、区市町村(八王子市を除く。以下同じ。)が実施する、2 に規定する改修支援施設の整備に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、老朽化した介護保険施設等の改築や改修を推進し、もって老人福祉の向上を図ることを目的とする。

2 改修支援施設

この要綱において改修支援施設とは、介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 8 条第 2 5 項に規定する介護保険施設、同条第 2 2 項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、及び老人福祉法(昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号)第 2 0 条の 4 に規定する養護老人ホーム(以下「介護保険施設等」という。)の改築又は改修を行う際に、その利用者を一時的に受け入れる施設とする。

3 補助対象事業

この補助金の交付の対象となる事業は、区市町村が東京都内に改修支援施設を整備する事業とする。

なお、補助対象は各区市町村 1 か所の改修支援施設の整備を上限とする。

4 暴力団等の排除

次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成 2 3 年東京都条例第 5 4 号。以下「暴排条例」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等(暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)に該当する者があるもの

5 補助対象費用

この補助は、改修支援施設の整備に必要な施設整備費及び特別な理由により知事が特に必要と認めた工事費を対象費用とする。ただし、次の各号に掲げる費用は対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の解体撤去及び仮設建物に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) その他整備費として適当と認められない費用

6 補助金交付額

この補助金は、次により算出する。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

- (1) 別表 1 の第 1 欄に定める種目のうち主体工事費については、第 2 欄に定める算定基準により算出した額と、第 3 欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額(ただし、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した

額がこれを下回る場合はその額)とする。

- (2) 改修支援施設の整備に併せて平成17年10月5日付社援発第1005014号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について」のⅡに定める基準(ただし、同通知Ⅱ3(3)については、付表3に定めるところによる。)に適合する防災拠点型地域交流スペースの整備を行う場合については、別表1の第1欄に定める主体工事費と地域交流スペース整備費についてそれぞれ第2欄に定める算定基準により算出した額を合計した額と、第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額(ただし、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額がこれを下回る場合はその額)とする。

7 補助金の交付及び請求

(1) 交付申請

補助金の交付申請は、区市町村長が、補助金交付申請書(別紙1)を別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(2) 変更交付申請

交付の決定後の事情変更等により、交付決定の内容を変更する場合は、区市町村長が補助金変更交付申請書(別紙2)を別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(3) 交付決定

知事は、交付申請又は変更交付申請のあった事業について適当と認める場合は、8の条件を付して補助金の交付を決定し、当該交付申請又は変更交付申請を行った区市町村長に通知する。ただし、交付申請又は変更交付申請のあった事業について適当と認められない場合は、不交付決定を通知することがある。

(4) 実績報告

区市町村長は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、その事実があったときから10日以内に補助事業の事業実績報告書(別紙3)を知事に提出しなければならない。

(5) 補助金の額の確定

知事は、(4)の事業実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、区市町村長に対し、交付すべき補助金の額を確定し、通知する。

(6) 請求

区市町村長が、交付決定を受けた補助金を請求するときは、請求書(別紙4)による。

(7) 関係書類の管理保管等

区市町村長は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。また、補助事業に係る支払領収書については、支払完了後速やかに提示しなければならない。

なお、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、事業完了後5年間保管しておかなければならない。

8 補助条件

この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付する。

(1) 改修支援施設の利用計画

ア 区市町村長は、改修支援施設の整備・利用計画を作成し、計画の進行管理、修正等を適宜行うこと。

イ 補助金の交付申請に当たり、開設から10年間の利用計画を提出すること。

なお、計画に変更があった場合には随時都に報告すること。

ウ イの利用計画期間終了後も引き続き改修支援施設として活用する場合は、イの利用計画期間終了の2年前までに次期10年間の利用計画を提出すること。

さらに、引き続き改修支援施設として利用する場合は上記と同様の手続きを行うこと。

エ 改修支援施設として利用している期間においては、都の求めに応じ、利用状況を報告すること。

(2) 改修支援施設の利用終了後

改修支援施設の利用を終了した後は、介護保険施設等に転用すること。

(3) 補助金に関する留意事項

ア 区市町村長は、別に定める改修支援施設整備費補助審査要領及び改修支援施設を利用する全ての施設種別について以下の基準条例等に規定する設備基準を遵守しなければならない。

① 東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年3月30日条例第40号）

② 東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年3月30日規則第44号）

③ 東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年3月30日条例第41号）

④ 東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年3月30日規則第45号）

⑤ 東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年3月30日条例第39号）

⑥ 東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年3月30日規則第43号）

⑦ 東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年3月30日条例第42号）

⑧ 東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成24年3月30日規則第46号）

⑨ 東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年3月30日条例第51号）

⑩ 東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成30年3月30日規則第42号）

⑪ 東京都福祉のまちづくり条例（平成7年3月16日平成7年条例第33号）

イ 承認を要する事項

次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（ア）補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

（イ）補助事業の内容のうち、次の①から④までのいずれかを変更しようとするとき。

① 建物の規模又は構造

- ② 建物等の用途
- ③ 入所定員、入居定員及び利用定員
- ④ 工事の内容
 - A 工期変更を伴う工事
 - B 工法及び位置の変更を伴う工事

(ウ) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

ウ 状況報告等

区市町村長は、補助事業の進捗状況について、定期的に報告しなければならない。

また、補助事業の適正を期する必要から報告又は帳簿書類等の提出を求められたときは、適切に対応しなければならない。

エ 事故の報告

区市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行の見通し等を速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 財産（建物）の取扱い

ア 財産処分の制限

区市町村長は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

なお、改修支援施設として利用しない期間は財産処分制限期間の経過期間に算入しない。

イ 財産の管理義務

区市町村長は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ウ 財産処分に伴う収入の納付

区市町村長が、知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。

(5) 補助の取消し等

ア 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付の決定後、事情変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

イ 補助事業の一時停止

この要綱の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これらに従って補助事業を遂行することを命ずることがあり、この命令に違反したときは、補助事業の一時停止を命ずることがある。

ウ 是正のための措置

7（5）の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることがあり、この命令により必要な処置をした場合、改めて7（4）の実績報告を行わなければならない。

エ 決定の取消し

(ア) 次の①から③までのいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

① 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

② 補助金を他の用途に使用したとき。

③ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は規則に基づく命令に違反したとき。

(イ) (ア) の規定は、7 (5) により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

オ 補助金の返還

(ア) 区市町村長は、8 (5) エにより補助金の交付決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事の指示するところにより、その補助金を返還しなければならない。

(イ) 区市町村長は、7 (5) により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、知事の指示するところにより、その補助金を返還しなければならない。

カ 違約加算金

区市町村長は、8 (5) エにより補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合は、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

キ 延滞金

区市町村長が、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

ク 他の補助金等の一時停止等

区市町村長が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1
算定基準

1 種目	2 算定基準	3 対象経費
主体工事費	1 付表1に掲げる1人当たり基準単価に定員数を乗じて得た額。 2 物価調整額 付表2に掲げる1人当たり物価調整額単価に定員数を乗じて得た額を加算する。 3 改修支援施設加算 1 施設当たり 250,000 千円を加算する。	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費及び工事請負費(対象経費)の2.6%に相当する額を限度とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費及び工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
地域交流スペース整備費(防災拠点型)	付表3に定める補助基準単価	

※ 地域交流スペース整備費(防災拠点型)は、補助対象施設の整備に併せて平成17年10月5日付社援発第1005014号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について」のⅡに定める基準(ただし、同通知Ⅱ3(3)を除く。)に適合する防災拠点型地域交流スペースの整備を対象とする。

付表1
補助基準単価

整備区分	基準単価 (単位:円)	適用単位
ユニット型	5,000,000	定員1人 当たり
従来型個室	4,500,000	
多床室	4,050,000	

付表2
物価調整額単価

整備区分	物価調整額単価 (単位:円)	適用単位
ユニット型	6,110,000	定員1人 当たり
従来型個室	5,510,000	
多床室	4,950,000	

付表3
補助基準単価(地域交流スペース(防災拠点型))

種別	整備面積	必要な設備	基準単価 (単位:円)	適用単位
大規模型	380 m ² 以上	災害時において、要援護者 30 人程度が一時的に避難生活が可能な設備の確保が図られること。	27,000,000	1 件当たり
中規模型	190 m ² 以上	災害時において、要援護者 15 人程度が一時的に避難生活が可能な設備の確保が図られること。	9,000,000	